

令和8年度飯豊町社会福祉協議会ボランティア団体等活動費助成事業

飯豊町社会福祉協議会では町内のボランティア団体又は、新しくボランティア団体を立ち上げようとする方々を対象に活動費の助成を行っています。
「ボランティア団体を立ち上げてみたい」「活動立ち上げしてはいるが、活動費が不足している」などの団体様がございましたら是非ご検討ください。

1 対象となる団体 ※以下に全てにあてはまる団体。

- ・飯豊町内で活動する団体
 - ・構成員が3人以上の団体
 - ・団体の規約、会則等においてその組織・運営及び代表が定められている団体
- ※これから立ち上げ予定の団体の方もお使いいただけます！

2 助成対象となる活動 ※有償・無償は問わない。

- ・地域住民の生活を支える活動
- ・地域を豊かにするための活動
- ・その他社協会長が認めるもの



(活動例)

- ・地域の高齢者世帯等を対象に除雪支援をやりたい。
- ・障がい者の人たちを集めてサロンを開催したい。
- ・公共施設の草刈りや花植えの作業を行いたい。
- ・子ども食堂、地域食堂のような支援を地域で立ち上げたい。

3 助成金の額

1グループにつき 上限 40,000 円 ※申請件数が多い場合、申請額通りとならない場合があります。

(消耗品費、食糧費、賃借料、諸謝金、旅費交通費、備品購入費などが対象経費)

4 助成金の申請方法

申込期間 **6月30日(火)まで**

以下の申請用紙に記入し、飯豊町社会福祉協議会に提出してください。(交付決定通知は7月中上旬頃の発送予定)

① 助成金交付申請書(様式第1号) ② 事業計画書(様式第2号) ③ 収支予算書(様式第3号)

※この制度を利用するには「ボランティア活動保険」への加入が原則となります。

※その他、「会員名簿」「団体の会則・規約等」の添付が必要となります。

※申請様式はホームページからダウンロードするか飯豊町社会福祉協議会の窓口でお受け取りください。

その他、ご不明な点などがありましたら飯豊町社会福祉協議会までお気軽にご連絡ください。

(問い合わせ) 飯豊町社会福祉協議会 7 2 - 3 3 5 3

E-mail iideshaky@poem.ocn.ne.jp

令和8年5月15日

ボランティア活動保険
加入団体の代表者 各位

社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会
会 長 高 橋 弘 之
(公印省略)

令和8年度 ボランティア団体等活動費助成事業の募集について (案内)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会の事業推進につきましては、日ごろから格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本事業は、社会福祉に関する活動の推進を図るために、今年度から新たに申し込みを受け付けるものであり、ボランティア活動振興基金を財源とした助成事業となります。

つきましては、別紙の通りチラシ及び申請書類等を送付いたしますので、本事業を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

記

○送付内容

1. 募集のお知らせ (チラシ)
2. 飯豊町社会福祉協議会ボランティア団体等活動費助成事業実施要綱
3. 助成金交付申請書 (様式第1号)
4. 事業計画書 (様式第2号)
5. 収支予算書 (様式第3号)

《連絡先》

〒999-0604

飯豊町大字椿 3642 番地

(社福) 飯豊町社会福祉協議会 担当:新野

電話:0238-72-3353 fax:0238-72-3532

対象となるボランティア団体等の定義について

①助成金の対象団体について（要綱抜粋）

- (1) 飯豊町内で活動するボランティア団体等の任意のグループであること
- (2) 宗教的、政治的または営利的な活動を目的とする団体ではないこと
- (3) 原則的に団体の規約、会則等においてその組織及び運営に関する事項が定められ代表が明確であること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体でないこと。
- (5) 団体の構成員が3人以上の団体であること

②助成金の対象活動について（要綱抜粋）

福祉、教育、環境保全、保健等に関する社会的、地域的課題の解決に効果が期待できる活動で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ただし、有償無償の別は問わないものの営利を目的とする活動は対象外とする。

- (1) 地域住民の生活を支援する活動
- (2) 地域を豊かにするための活動
- (3) その他、本会会長が適当と認める活動

【注意事項】

○町（行政）等からの補助金などを受けて実施している団体におきましても不足する対象経費について、助成の対象となります。

○町（行政）等から委託を受けて実施する請負業（受託事業）は、基本的には委託料で不足する対象経費についてのみ助成の対象となります。

※各地区除雪隊等で町から宅道除雪事業の委託を受けている団体については、宅道除雪以外の高齢者宅の間口除雪等を1件以上行っていれば対象となります。

飯豊町社会福祉協議会
ボランティアコーディネーター
担当:新野 Tel 72-3353